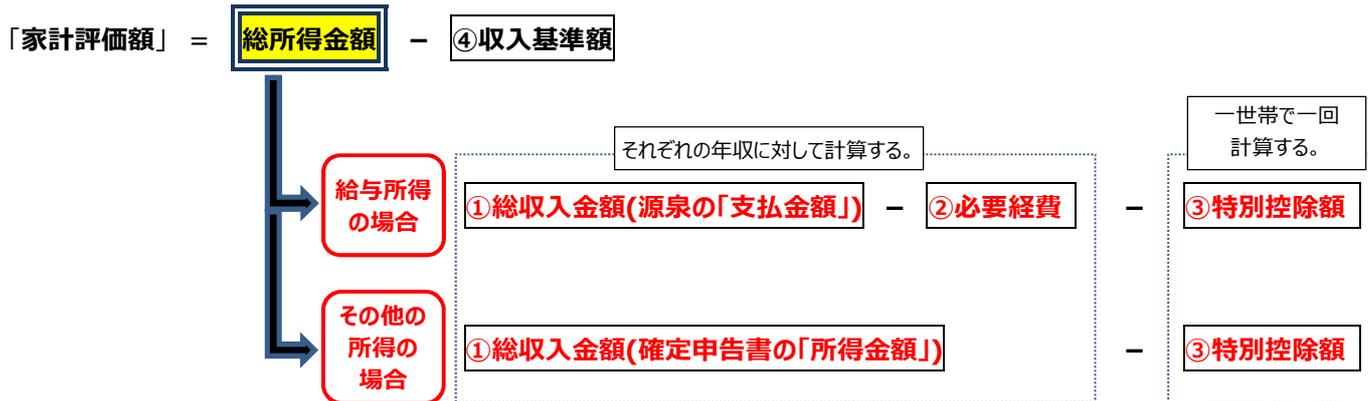


家計基準

次の計算方法による「家計評価額」が0円以下となる必要があります。



①総収入金額

申請者本人と生計を一にしている世帯構成員の源泉の支払金額(年収)を合計したものを。

②必要経費

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む。)の場合、次の計算式によって得られた必要経費を控除する。

年収	必要経費(控除額)
104万円以下	年収と同じ
104万円を超え 200万円以下	(年収×0.2)+83万円
200万円を超え 653万円以下	(年収×0.3)+62万円
653万円を超えるもの	258万円

※その他の所得の場合、確定申告書の「所得金額(必要経費等の控除後の額)」をそのまま算入する。

③特別控除額

母子・父子世帯や就学者のいる世帯など、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

特別の事情		特別控除額			
世帯対象	母子・父子世帯	490,000			
	就学者一人につき	小学校	80,000		
		中学校	160,000		
		高等学校(国・公立)	自宅	280,000	470,000
			自宅外		
		高等学校(私立)	410,000	600,000	
		高等専門学校(国・公立)	360,000	550,000	
		高等専門学校(私立)	600,000	800,000	
		大学(国・公立)	590,000	1,020,000	
		大学(私立)	1,010,000	1,440,000	
		専修学校<高等課程>(国・公立)	170,000	270,000	
		専修学校<高等課程>(私立)	370,000	460,000	
		専修学校<専門課程>(国・公立)	220,000	620,000	
	専修学校<専門課程>(私立)	720,000	1,120,000		
障害者のいる世帯	障害者1人につき 860,000				
長期療養者のいる世帯	経済的に特別な支出をしている金額				

	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している金額 上限 710,000	
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる額	
	父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
本人	特別支援学校の高等部	190,000	380,000
対象	大学(学部・大学院)	280,000	720,000

④収入基準額 世帯人数と申請者の区分で収入基準額が決まる。※世帯人数 = 世帯構成員の人数

<全額免除に係る収入基準額>

申請者の区分 世帯人数	学部生	大学院生 (修士・専門職学位)	大学院生 (博士)
1 人	88 万円	96 万円	132 万円
2 人	140 万円	152 万円	212 万円
3 人	162 万円	177 万円	245 万円
4 人	175 万円	192 万円	266 万円
5 人	189 万円	208 万円	288 万円
6 人	199 万円	217 万円	302 万円
7 人	207 万円	226 万円	315 万円

<半額免除に係る収入基準額>

申請者の区分 世帯人数	学部生	大学院生 (修士・専門職学位)	大学院生 (博士)
1 人	167 万円	182 万円	254 万円
2 人	266 万円	290 万円	404 万円
3 人	306 万円	334 万円	467 万円
4 人	334 万円	364 万円	507 万円
5 人	360 万円	393 万円	548 万円
6 人	378 万円	412 万円	574 万円
7 人	395 万円	432 万円	602 万円

算出方法例：世帯人数 4 人の世帯

1. 両親 1 人目(会社員)：年収 400 万
2. 両親 2 人目(会社員)：年収 200 万
3. 申請者(本学の学部生)：アルバイト(年収 104 万以下)、自宅外
4. 申請者の弟(私立高校生)：自宅

金額	内訳	
①総収入金額 600 万	400 万+200 万	
②必要経費 305 万	両親 1 人目の必要経費：(400 万×0.3)+62 万 = 182 万 両親 2 人目の必要経費：(200 万×0.2)+83 万 = 123 万 182 万+123 万	
③特別控除額 113 万	申請者本人(国立大・自宅外)に係る特別控除額：72 万 申請者の弟(私立高校・自宅)に係る特別控除額：41 万 72 万+41 万	
総所得金額 182 万	①-②-③ = 600-305-113 = 182 万	

家計評価額 = 総所得金額 - ④収入基準額 ※学生本人は学部生

<全額免除に係る収入基準額 = 175 万> 182 万-175 万 = 7 万 (0 円以上であり、全額免除に係る基準を満たさない)

<半額免除に係る収入基準額 = 334 万> 182 万-334 万 = -152 万 (0 円以下であり、半額免除に係る基準を満たす)